

令和 5 年 3 月 3 日
消 防 庁

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布

消防庁は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）の内容について、令和 4 年 12 月 10 日から令和 5 年 1 月 13 日までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、御意見の提出はありませんでした。

また、意見公募の結果も踏まえ、当該告示を本日公布しましたので併せてお知らせします。

1 改正概要

日本産業規格の改正に伴い、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）第 3 条の 2 において地下配管のコーティングの材料として指定されている規格の名称等を改める必要があるため、当該告示を改正するものです。

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）の内容について、令和 4 年 12 月 10 日から令和 5 年 1 月 13 日までの間、御意見を公募したところ、御意見の提出はありませんでした。

【参考】

「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する意見公募」

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/a28283e9398615d27ac8090fcec984167d3ae9fe.pdf>

3 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果も踏まえて、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 5 年総務省告示第 52 号）を本日付けで公布しました。



（連絡先）

消防庁危険物保安室 担当：竹村、伊藤

T E L : 03-5253-7524（直通）

E-mail : fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

意見公募の結果について

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）に対する御意見について

1. 意見公募の結果

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）の内容について、令和4年12月10日から令和5年1月13日までの間、御意見を公募したところ、御意見の提出はありませんでした。

2. 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果も踏まえて、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和5年総務省告示第52号）を本日付けで公布しました。

今後とも、国民の安全・安心を守る消防行政を展開してまいりますので、引き続き、消防行政にご理解を賜るようお願いします。

3. 本件問い合わせ先

消防庁予防課危険物保安室（担当：竹村、伊藤）

T E L：03-5253-7524（直通）

E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

○総務省告示第五十二号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十三条の四の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(地下配管のコーティング) 第三条の二 規則第十三条の四の規定により地下配管にコーティングを行う場合においては、次に掲げるところにより行わなければならない。 一 コーティング材料は、日本産業規格G三四七七―「ポリエチレン被覆鋼管―第一部…外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G三四七七―二「ポリエチレン被覆鋼管―第二部…外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G三四七七―三「ポリエチレン被覆鋼管―第三部…外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定めるポリエチレン又はこれらと同等以上の防食効果を有するものを用いること。 二 コーティングの方法は、日本産業規格G三四七七―「ポリエチレン被覆鋼管―第一部…外面三層ポリエチレン押出被覆鋼管」、日本産業規格G三四七七―二「ポリエチレン被覆鋼管―第二部…外面ポリエチレン押出被覆鋼管」若しくは日本産業規格G三四七七―三「ポリエチレン被覆鋼管―第三部…外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定める方法又はこれらと同等以上の防食効果を有する方法とすること。	(地下配管のコーティング) 第三条の二 「同上」 一 コーティング材料は、日本産業規格G三四六九「ポリエチレン被覆鋼管」に定めるポリエチレン又はこれと同等以上の防食効果を有するものを用いること。 二 コーティングの方法は、コーティングの厚さが配管の外面から一・五ミリメートル以上であり、かつ、コーティング材料が配管の外面に密着している方法又はこれと同等以上の防食効果を有する方法とすること。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所の設備で、この告示の施行の際現に存するもののうち、この告示による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第三条の二に定める技術上の基準に適合しないものの設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。